

第40回女川地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和8年5月12日（火） 14:30～15:17

2. 場 所

宮城県女川オフサイトセンター ※テレビ会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省
- (2) 関係自治体等 : 宮城県、宮城県警察本部
- (3) オブザーバー : 女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、東北電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 沖田推進官、小野寺補佐、村松主査付、高橋原子力防災専門官

4. 議 題

- (1) 令和7年度宮城県原子力防災訓練実施結果について
- (2) その他

5. 資料

- ・資料1 令和7年度宮城県原子力防災訓練実施結果の概要
- ・資料2-1 原子力災害対策指針の改正等について
- ・資料2-2 屋内退避の運用について

6. 概 要

- (1) 令和7年度宮城県原子力防災訓練実施結果について

○宮城県から、資料1に基づき、令和7年度宮城県原子力防災訓練の図上訓練及び住民避難訓練の結果概要として、成果、課題及び今後の対応について説明があった。

○内閣府から宮城県に対し、住民避難訓練における参加住民の納得感、理解度向上のための具体的な改善方法について質問があった。

これに対し宮城県から、避難対象地域の住民が、なぜ避難する必要があるのか、何を確認する訓練なのかをきちんと理解した上で参加してもらうことが非常に重要であることから、例えば、訓練当日に一時集合場所における訓練全体の流れの掲示、移動時間を利用した関連ビデオの上映、避難所到着

後の振り返り等を行うことによって、訓練に参加した体験が実発災時の行動に繋がるようにしたいとの回答があった。

これを受けて内閣府から、内閣府のHPで公開している動画や資料等も参考にしてほしい旨の発言があった。

(2) その他

- 原子力規制庁から、資料2-1、資料2-2に基づき、屋内退避に関する原子力災害対策指針の改正やその関連文書等の内容について説明があった。
- 宮城県から内閣府に対し、今回の指針の改正や関連文書等の作成により、原子力災害時の屋内退避の位置付けや運用が明確化されたことを受けて、他地域の「緊急時対応」にこれらを反映した実績があるか、また「女川地域の緊急時対応」の改定の必要性について質問があった。

これに対し内閣府から、まず「緊急時対応」への反映実績については、指針改正前の令和7年6月に取りまとめられた「柏崎刈羽地域の緊急時対応」及び同年7月に改定された「泊地域の緊急時対応」では、屋内退避中の一時的な外出、屋内退避の解除の条件が明記されたこと、また、指針改正後の令和8年3月に改定された「川内地域の緊急時対応」では、これらに加え、屋内退避から避難への切替に関すること、屋内退避中において、住民が自らの生活を維持するための外出例や民間事業者等の活動に関することが追加されたことを紹介した。

その上で内閣府から、今回の指針改正では、原子力防災の基本的な考え方に変更はなく、主に屋内退避の運用方針の明確化がなされたものであると承知しているため、直ちに「緊急時対応」の改定が必要となるものではないが、他地域の緊急時対応の改定状況については、情報提供する旨の回答があった。

- 宮城県から原子力規制庁と内閣府に対し、屋内退避の運用に関して、屋内退避中における民間事業者の活動継続のための取組について、関係省庁との調整状況と今後の予定や、住民への周知に向けた広報資材の作成予定があるかについての質問とともに、宮城県では今年度、屋内退避に関する住民広報のリーフレットやWEBサイト新設を考えていることから、国からの助言をお願いしたいとの発言があった。

これに対し原子力規制庁から、民間事業者が活動するにあたって、どういった懸念があるかといったところを、内閣府とともに検討しており、また関係省庁にも指針の改正等の状況の説明を行っているとの回答があった。また、原子力規制庁においても屋内退避に関する分かりやすい資料を作成する予定であるが、それとは別に道府県や市町村から広報資料の作成等に

係る確認依頼があれば確認するため、いつでも相談してほしいとの回答があった。

また、内閣府から、広報資料の充実を検討しているところであり、屋内退避の運用を住民や事業者に分かりやすく伝えるための取組を進めていく予定である旨の回答があった。

- 南三陸町から原子力規制庁に対し、複合災害時は自然災害発災後ある程度時間が経過してから原子力災害が発災されると想定され、原子力災害時に屋内退避する段階では備蓄物資をある程度消費してしまっていると思われるが、屋内退避開始から3日後を屋内退避の継続が可能かどうかを判断するタイミングに設定している考え方を教えてほしい旨の質問があった。

これに対し原子力規制庁から、自然災害発災時から3日間経過した時点では国のプッシュ型支援が発動していると考えられるため、最悪のケースとしては自然災害と原子力災害がほぼ同時に発災する場合を想定して、屋内退避開始3日後を継続可否の判断が行われるタイミングに設定した旨の回答があった。

- 内閣府から宮城県に対し、今年度の訓練に屋内退避に関する内容をどのように取り入れていくことを検討しているか質問があった。

これに対し宮城県から、国主催の図上演習において、屋内退避指示を盛り込む検討をしていると聞いており、その内容や検証等を参考にしながら検討したい旨の回答があった。

- 内閣府から宮城県に対し、屋内退避中の生活を維持する上で、必要不可欠な物資の供給体制についてはどのような訓練内容を検討しているか質問があった。

これに対し宮城県から、ドローンによる物資供給に関しては昨年度に引き続き実施の方向で検討をしており、原子力災害特有の事案が盛り込めるかどうかについては、これから調整となるものの、民間事業者の一定の理解・協力が前提になるものと考えている旨の回答があった。

最後に内閣府から、令和8年度の原子力総合防災訓練において、屋内退避に関する内容も検討中と聞いているので、適宜情報提供する旨の発言があった。

以上